

水戸市規則第 71 号

水戸市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 9 月 7 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

水戸市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 8 年水戸市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（省令第 5 条第 4 項の規則で定める書類）

第 1 条の 2 省令第 5 条第 4 項の規則で定める書類は、当該建築物の耐震診断の結果を、建築物の耐震診断の結果並びに耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関として市長が認めるもの（以下「第三者判定機関」という。）が証する書類とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（省令第 28 条第 2 項の規則で定める書類）

第 3 条の 2 省令第 28 条第 2 項の規則で定める書類は、当該建築物の耐震改修の計画について、法第 17 条第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを第三者機関が証する書類とする。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（省令第 33 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号及び第 2 号の規則で定める書類）

第 9 条 省令第 33 条第 1 項の規則で定める書類は、当該建築物について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の検査済証（以下「検査済証」という。）の交付後も法第 5 条第 3 項第 1 号に規定する耐震関係規定に適合していることを建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士が証する書類とする。

2 省令第 33 条第 1 項の申請書の正本及び副本に同項第 1 号に掲げる図書を添付する場合にあっては、前項に定める書類は添付を要しない。

3 省令第 33 条第 2 項第 1 号の規則で定める書類は、当該建築物の耐震診断の結果について、法第 22 条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを第三者判定機関が証する書類とする。

4 省令第 33 条第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、当該建築物について、検査済証の交付後も法第 22 条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを省令第 5 条第 1 項各号いずれかに掲げる者が証する書類とする。

（省令第 37 条第 1 項第 3 号の規則で定める書類）

第 10 条 省令第 37 条第 1 項第 3 号の規則で定める書類は、当該区分所有建築物について、法第 25 条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを第三者判定機関

が証する書類とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。